短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人コジマ会が開設する介護老人保健施設 丸の内(以下「当施設」という。)において実施する 短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関 する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、 研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、 その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サ ービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、 理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当節での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険法関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

(1) 施設名 介護老人保健施設 丸の内

(2) 開設年月日 平成11年11月4日

(3) 所在地 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目2番6号

(4) 電話番号(052) 222-3000(5) FAX番号(052) 222-4004

(6) 管理者名 藤井 恵子

(7) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2350680001号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、別に定める介護老人保健施設運営規程第5条(1)~(8)及び(10)に定める職種及び員数のとおりとする。

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、別に定める介護老人保健施設運営規程第6条(1)~(8) 及び(10)に定める職務内容のとおりとする。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の内容)

- 第8条 短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。
- 2 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) の人員体制とする。

(利用者負担の額)

- 第9条 利用者負担の額を以下とおりとする。
 - (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
 - (2) 利用料として、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、滞在費、食費、その他の費用等利用料 を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

名古屋市中区・西区、中村区、東区、北区(名城一~三丁目、金城町、金城一~四丁目、柳原一~四丁目、清水一~五丁目、大杉町、大杉一~三丁目、杉村一丁目、芳野三丁目、大曽根一丁目、東大杉町、中杉町、水切町、長田町、杉栄町、東長田町、東水切町、生駒町、城東町、芦辺町、石園町、紅雲町、大蔵町、神明町、猿投町、垣戸町、田幡一~二丁目、敷島町、駒止町、志賀町、元志賀町、西志賀町のみ)

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

- 第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする) を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備をする。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
 - ・面会は、9時より19時とする。
 - ・消灯時間は、21時とする。
 - ・外出・外泊は、その都度施設長に届け出、承認を得ることとする。
 - ・喫煙は所定の場所にて行うこととする。
 - ・火気の取扱いは、必ず職員の立会のもとで行うこととする。
 - ・設備・備品の利用は、ベッド設備、枕灯等を除き、必ず職員の立会のもとで行うこととする。
 - ・所持品・備品等の持ち込みは、各自の床頭台、箪笥に収納できる範囲とし、必ず氏名を記載する。
 - ・金銭・貴重品の管理は、原則として3階事務室にて行う。
 - ・宗教活動は、集団生活の支障とならない範囲についてのみとする。
 - ペットの持ち込みは、禁止する。
 - ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
 - ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

- 第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、 消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
 - (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
 - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編 成し、任務の 遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) ……年2回以上 (うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底…………随時
 - (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
 - (8) 当施設は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のため

- の指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時に事故が 発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機 関又は他の専門的機関での診察を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)及び従業者に 対する定期的な研修
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(職員の服務規律)

- 第18条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
 - (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第19条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規 定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な 研修を受講させるために必要な措置を講ずることとする。

(職員の勤務条件)

第20条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人コジマ会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は 衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止にための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内 に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が 害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人コジマ会 介護老人保健施設 丸の内の役員会において定めるものとする。

付則

この運営規程は、平成12年 4月 1日より施行する。 付則

この運営規程は、平成26年 6月 1日より施行する。 付則

この運営規程は、平成27年 4月 1日より施行する。 付則

この運営規程は、平成28年 4月 1日より施行する。 付則

この運営規程は、平成30年 7月 1日より施行する。 付則

この運営規程は、令和 1年 7月 1日より施行する。 付則

この運営規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。 付則

この運営規程は、令和 3年 7月 1日より施行する。 付則

この運営規程は、令和 4年 7月 1日より施行する。 付則

この運営規程は、令和 6年 2月 1日より施行する。 付則

この運営規程は、令和 7年 8月 1日より施行する。